

新規事業採択時評価結果一覧 (平成26年8月末現在)

【公共事業関係費】

【ダム事業（実施計画調査から建設事業に移行）】
(直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
鳥海ダム建設事業 東北地方整備局	863	1,148	713	1.6	<ul style="list-style-type: none"> 戦後の主な洪水は、昭和22年7月、昭和47年7月、昭和62年8月、平成14年7月、平成23年6月。 平成23年6月洪水では、子吉川や支川石沢川において破壊や越水が発生。子吉川水系では、床上浸水26戸、床下浸水50戸、農地浸水667haなどの被害が発生。 子吉川では、平成に入ってから9回の濁水を経験。夏場を中心に、塩水遡上の影響で、農業用水、雑用水について子吉川からの取水停止が生じている。 平成6年は近年で最も大きな濁水となり、旧大内町では時間断水24日間、約800戸、約3,600人に影響、旧本荘市及び旧矢島町では減圧給水、計約2,100戸、約8,200人に影響、塩水遡上により、かんがい施設等で河川からの取水を停止。 概ね100年に1回程度発生すると考えられる降雨による洪水を想定した場合、ダム整備の前後で、子吉川流域で想定死者数(避難率40%)が約10人減、災害時要援護者数が約520人減などと想定している。 このため、浸水被害及び濁水被害の早期解消が必要である。 	水管理・国土保全局治水課 (課長 大西 亘)	

【ダム事業（実施計画調査費の予算化）】
(直轄事業)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
大町ダム等再編事業 北陸地方整備局	225	1,548	149	10.4	<ul style="list-style-type: none"> 昭和57年9月洪水では、千曲川下流部の支川の堤防が決壊し、浸水被害が発生。 昭和58年9月洪水では、本川堤防が決壊し、甚大な浸水被害が発生。 近年では、平成16年10月洪水、平成18年7月洪水により堤防未整備箇所では、浸水被害や内水氾濫等の被害が発生。 概ね100年に1回程度発生すると考えられる降雨による洪水を想定した場合、信濃川上流部(長野県内)で、整備前では想定死者数が約1,530人(避難率40%)、電力の停止による影響人口が約95,070人などと想定されるが、大町ダム等の再編により想定死者数約90人(避難率40%)、電力の停止による影響人口約1,180人が軽減される。 このため、浸水被害の早期解消が必要である。 	水管理・国土保全局治水課 (課長 大西 亘)	

【その他施設費】

【官庁営繕事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評 価				担当課 (担当課長名)
		事業 計画の 必要性	事業 計画の 合理性	事業 計画の 効果	その他	
京橋税務署 関東地方整備局	27	112点	100点	121点	耐震性の不足、老朽、狭あいを解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (住田浩典)
佐渡海上保安署 北陸地方整備局	4.9	121点	100点	110点	耐震性及び対津波性能の不足、老朽、分散等を解消する必要性が認められる。経済性、採算性等の合理性があり、位置・規模・構造が適切で事業の効果が認められる。	大臣官房 官庁営繕部計画課 (住田浩典)

※ 事業計画の必要性—既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

事業計画の合理性—採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標（合理性の有無により、100点か0点のいずれかを評点とする）

事業計画の効果—通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

（採択要件：事業計画の必要性100点以上、事業計画の合理性100点、事業計画の効果100点以上を全て満たす）

【船舶建造事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評 価	担当課 (担当課長名)
中型巡視船（PM型）2隻建造 海上保安庁	72	整備しようとするPM型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な船体性能、監視探証能力、制圧能力、意思伝達能力、情報処理能力、曳航能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全、治安の確保、海難救助、海上防災等の事案対応体制の強化を図ることができる。整備を実施しなかった場合は、事案対応体制の強化を図ることができない。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (山崎 壽久)
小型巡視船（PS型）4隻建造 海上保安庁	92	整備しようとするPS型巡視船は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力、規制能力、意思伝達能力等を有していることから、我が国周辺海域における海洋権益の保全及び治安の確保等の事案対応体制の強化を図ることができる。整備を実施しなかった場合は、事案対応体制の強化を図ることができない。	海上保安庁 装備技術部 船舶課 (山崎 壽久)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価			担当課 (担当課長名)
		事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	
小型巡視艇（CL型）2隻建造 海上保安庁	9	整備しようとするCL型巡視艇は、海上保安業務の遂行に必要な運動性能、監視探証能力等を有していることから、港及び周辺海域における治安の確保、海難救助等の事案対応体制の強化を図ることができる。 整備を実施しなかった場合は、事案対応体制の強化を図ることができない。			海上保安庁 装備技術部 船舶課 (山崎 壽久)

(注) 海上保安業務需要毎に、事業を実施した場合（with）、事業を実施しなかった場合（without）それぞれについて業務需要を満たす度合いを評価するとともに、事業により得られる効果について評価する。

【海上保安官署施設整備事業】

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	評価			担当課 (担当課長名)
		事業計画 の必要性	事業計画 の合理性	事業計画 の効果	
十一管区の施設整備 海上保安庁	2.5	100点	100点	110点	海上保安庁 装備技術部 施設補給課 (糸井 一幸)

・事業計画の必要性－既存施設の老朽・狭隘・政策要因等、施設の現況から事業計画を早期に行う必要性を評価する指標

・事業計画の合理性－採択案と同等の性能を確保できる代替案の設定可能性の検討、代替案との経済比較等から新規事業として行うことの合理性を評価する指標

・事業計画の効果－通常業務に必要な機能を満たしていることを確認・評価する指標

※採択要件：事業計画の必要性、事業計画の合理性及び事業計画の効果がいずれも100点以上